

## 応急修理見積書作成時のお願い（留意点等）

### 対象となる修理箇所（1階に限る）

①居間 ②台所 ③トイレ ④風呂、洗面所 ⑤寝室 ⑥廊下

※ 上記以外の箇所の修理の場合は、住宅支援チームへお問い合わせください。

1. 被災者から請け負う全ての項目を記載する必要はなく、上限額（準半壊：343,000円 半壊以上：706,000円）を超える場合は、対象となる箇所で大きな金額のものから記載することにより項目を少なくし、必要な写真等が少なくなるようにご対応いただくことを強くおすすめします。  
（例：居間+台所の床張替、システムキッチン交換、ボイラー交換など）
2. 住宅設備については、まず、機器の部分修理での対応の可否について確認が必要です。  
部分修理が不可能の場合は、修理業者より、機器の故障状況および部分修理では対応不可能な理由を提出願うこととなります。
3. 数量欄について  
「一式」とはせず、「㎡」「坪」等を単位とした数量をご記載ください。
4. 備考欄などについて
  - ・新旧が同等のものか確認できるよう、名称欄あるいは備考欄に、新旧それぞれの商品名、型番等をご記載ください。  
また、取替の場合の新規のものには、商品名等とあわせて「(既存同等品)」と追記願います。
  - ・対象の室名等、工事個所が特定できるようご記載ください。  
（対象外：押入、物置、仏間、床の間、クローゼットなど（それらの建具を含む。））
5. その他について
  - ・参考として、商品のカタログ等をご提出願います。
  - ・見積書提出時には、修理前の写真（被災状況、型番等）を添付して下さい。
  - ・完了報告時には、原則、修理前、修理中、修理後の写真が必要です。修理前、修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合は、別途代替資料を提出願います。

## 応急修理制度 対象工事例（床・壁、住宅設備）

### 対象となる修理箇所（1階に限る）

①居間 ②台所 ③トイレ ④風呂、洗面所 ⑤寝室 ⑥廊下

※ 上記以外の箇所の修理の場合は、住宅支援チームへお問い合わせください。

#### ◎【床、壁の修理について】

① 仕上げのみは対象外です。（RC 造で下地が無い構造では対象となる）

下地から交換が必要な場合とは、「浸水被害で断熱材や下地材が腐食、カビ、悪臭などによって取り換えなければならない」、「浸水被害でフローリングや 荒床・根太等の下地材が歪み、反りなどによって取り替えなければならない」が考えられます。

② グレードアップは認められません。同等品、後継品に限る。ただし、畳からフローリングへの変更のみ認められています。

#### ◎【住宅設備（給湯器）について】

① 原則、熱源の変更は認められません。（ガス⇒電気、灯油⇒ガスなど）

② グレードアップ（容量など）は認められません。同等品、後継品に限ります。

③ なぜ、修理や部品交換等で対応できないか、取り換えなければならない理由を修理業者様は見積書などに記載して提出をお願いします。

#### ◎【住宅設備（建具、キッチン、トイレ、浴槽など）について】

① グレードアップは認められません。同等品、後継品に限ります。

② 贅沢品と思われるものは既存に設置されていても認められません。

食洗器、床暖房、ウォシュレット（被災前ウォシュレットは対象）など。

③ なぜ、修理や部品交換等で対応できないか、取り換えなければならない理由を修理業者様は見積書などに記載して提出を、又は聞き取りしてその内容を写真台帳などに記載します。

④ 2階など他に使用可能なトイレがある場合はトイレの出入口、ドアを含め対象外となります。